

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	法定調書作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、報酬等の源泉徴収に係る法定調書作成事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

平成27年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法定調書作成に関する事務
②事務の概要	<p>1 源泉徴収票・支払調書等作成事務の概要 所得税法等に基づき、賃金、委員報酬、個人へ支払っている管理料等の委託料、選挙管理者・立会人、消防団員報酬、八女市が依頼した講師等、また、本市が賃貸借した不動産の所有者等に対し、支払った報酬、料金等について、所得税の源泉徴収を行い、国税庁(税務署)に納付するとともに、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受けの対価の支払調書」等の法定調書を作成し、提出範囲に該当するものを国税庁(税務署)へ提出する。</p> <p>2 個人番号を利用する事務 本市は、所得税法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に従い、上記支払調書への個人番号記載のため、特定個人情報ファイルを作成・利用する。</p>
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
債権者情報ファイル 支払調書情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長	会計課長 坂本 英明
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	会計課会計係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1373

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

